

## 多治見市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱

平成30年4月2日 告示第100号

多治見市アスベスト対策事業補助金交付要綱（平成22年告示第40号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に要する経費の全部又は一部を補助することについて、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- （2）補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- （3）アスベスト含有調査 補助対象建築物に使用されている吹付け建材にアスベストを含有している可能性があるものに係るアスベスト含有の有無について行う、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に規定する住宅・建築物アスベスト改修事業（以下「アスベスト改修事業」という。）に該当する調査をいう。
- （4）アスベスト除去等 補助対象建築物のアスベスト改修事業のうち、吹付けアスベスト及び吹付けロックウール（アスベストが0.1%を超えて含有されているものに限る。）（以下「吹付けアスベスト等」という。）の除去又は吹付けアスベスト等が施工されている建築物の除却をいう。
- （5）建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者をいう。

### （補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1）次条に規定する事業を行う補助対象建築物の所有者（分譲マンションにあっては、管理組合又は管理組合法人。以下「所有者等」という。）。ただし、特段の事由により所有者等が実施できない場合は、市長が適当と認める者を含む。
- （2）知事及び市長が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等を受けていない者。ただし、交付対象経費が重複しない場合はこの限りでない。
- （3）市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者

を含む。)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、当該各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) アスベスト含有調査事業

ア 岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める分析機関（以下「作業環境測定機関等」という。）が実施する調査であること。

イ 建築物石綿含有建材調査者が実施する調査であること。

ウ 過去に同一の補助対象建築物について、この要綱に基づく同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。

(2) アスベスト除去等工事事業

ア 吹付けアスベスト等が施工されている補助対象建築物の工事であること。

イ アスベスト除去等の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行い、当該計画に基づく現場体制に基づき実施する工事であること。

ウ アスベスト除去等を行う施工業者が、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）によって審査証明された吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術による工法を施工できる者又は同等以上の者であること。

エ 補助対象建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐火性能を要する建築物である場合は、除去等後において同法による耐火性能の基準に適合するものであること。

オ 過去の補助対象建築物の同一敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項に規定する敷地をいう。）内に存する他の建築物について、この要綱に基づく同一の事業の補助金を受けていないこと。

2 前項の各補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者等（以下「居住者等」という。）が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等又は所有者の承諾を得て実施するものであること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アスベスト対策事業に着手する前に、次に掲げる交付申請書（関係書類を含む。）を市長に提出し、その内容の審査を受けなければならない。

(1) アスベスト含有調査事業にあつては、アスベスト対策事業（アスベスト含有調査）補助金交付申請書（別記様式第1号）

(2) アスベスト除去等工事事業にあつては、アスベスト対策事業（アスベスト除去等工事）補助金交付申請書（別記様式第2号）

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定し、アスベスト対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又はアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に第6条に規定する補助金交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、変更事業に着手する前に、次に掲げる変更交付申請書（関係書類を含む。）を市長に提出し、その内容の審査を受けなければならない。

(1) アスベスト含有調査事業にあつては、アスベスト対策事業（アスベスト含有調査）補助金変更交付申請書（別記様式第5号）

(2) アスベスト除去等工事事業にあつては、アスベスト対策事業（アスベスト除去等工事）補助金変更交付申請書（別記様式第6号）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、再度補助金の交付の可否を決定し、アスベスト対策事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第7号）又はアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、第6条に規定する補助金交付申請を取り下げるときは、次条に定める完了実績報告書を提出する前までに、アスベスト対策事業補助金交付取下届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類に関係書類を添えて市長に提出し、その内容の審査を受けなければならない。

(1) アスベスト含有調査事業による事業にあつては、アスベスト対策事業（アスベスト含有調査）完了実績報告書（別記様式第9号）

(2) アスベスト除去等工事事業にあつては、アスベスト対策事業（アスベスト除去等工事）完了実績報告書（別記様式第10号）

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付額を確定し、アスベスト対策事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の額の確定通知を受けた者は、アスベスト対策事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第14条 市長は、申請者に対し当該事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第15条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 8 土木の款 2 居住環境整備事業の項 1 国、県の補助制度に基づく事業の目 3 アスベスト対策事業の節を次のように改める。

| 3 アスベスト対策事業              |                                         |            |            |            |  |  |
|--------------------------|-----------------------------------------|------------|------------|------------|--|--|
| 1 民間建築物<br>アスベスト対<br>策事業 | 市の民間建築物ア<br>スベスト対策事業<br>補助金交付要綱に<br>よる。 | 要綱によ<br>る。 | 要綱によ<br>る。 | 要綱によ<br>る。 |  |  |

別表（第5条関係）

| 補助対象事業           | 補助対象経費                                                                                                     | 補助金の額                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| アスベスト含有<br>調査事業  | アスベスト含有調査に要する費用のうち作業環境測定機関等に対して支払う費用。ただし、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を除く。                                   | 補助対象経費の額。ただし、1棟につき25万円を限度とする。          |
| アスベスト除去<br>等工事事業 | アスベスト除去等に要する費用（補助対象建築物の除却を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用相当分）及び建築基準法に定める耐火性能の基準を満たすために必要な耐火被覆等の施工費用。ただし、消費税額等を除く。 | 補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1敷地につき200万円を限度とする。 |

様式第1号～第12号